

私学助成の充実強化等に関する意見書

熊本県の私立学校は、各々の建学の精神に基づき時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

近年の急速な情報化・技術革新による社会的変化に加え、現在の国際情勢、急激な円安をはじめとする経済情勢の混乱のなか、国は、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」であるとして、「人への投資」を掲げ教育改革を進めているところである。

各私立学校は、この教育改革に的確に対応することを強く求められているものの、少子化等の影響から厳しい経営状況にあり、対応に苦慮しているのが現状である。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策としてのICT化や省エネ・脱炭素化へ対応する設備等、私立学校が対応すべき様々な設備には多額の経費を要する。

さらには、地震等の災害発生時に地域の緊急避難場所としての役割も期待される私立学校の非構造部材等を含めた耐震化の促進に更なる支援が必要であり、また、令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した生徒の就学機会の確保のため長期的な支援も必要である。

また、保護者の学費負担に係る公立学校との格差は、私立高等学校等就学支援金の支給上限額の引上げ等があったものの依然として大きく、子供たちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を保障する意味でも、高等学校等就学支援金や専攻科生徒への修学支援金などの制度の更なる充実等、私立中学・高等学校に通う生徒に対する経済的支援の拡充強化が喫緊の課題である。

我が国の学校教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という新しい時代の要請にも応え得るものである。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持され、より一層の充実を図られるとともに、ICT環境の整備や新型コロナウイルス感染症に係る支援、学校施設の耐震化、省エネ・脱炭素化等に係る支援、並びに令和2年7月豪雨災害により被災した生徒に対する支援について、長期的な視野に立った継続的取組を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月5日

熊本県議会議長 溝口幸治

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
総務大臣 寺田 稔様
財務大臣 鈴木俊一様
文部科学大臣 永岡桂子様